

# 「日米同盟を基軸に、国民の生命・領土を徹底的に守る！」

## ～維新の党・安保法制「独自案」の基本的考え方～

### ① 「自国防衛のための自衛権行使」、「専守防衛」を徹底

- ・ 日米連携を基礎とした「武力攻撃危機事態」を設け、抑止力と対処能力を充実
- ・ 「存立危機事態」に基づく集団的自衛権行使は認めない
- ・ 「領域警備法」を制定して、わが国の領土・領空・領海を徹底的に守る

### ② 日米安保を基軸に東アジアの平和と安全に責任を持つ

- ・ 現行の周辺事態法を維持し、安保条約に基づく日米連携を強化、自衛隊を地球の裏側まで派遣させない

### ③ 国連を中心とした国際的な人道復興支援を積極推進

- ・ 国際平和協力支援活動を機動的に行うための一般法を制定、但し、従来のテロ特措法等の法理を遵守

### ④ 海外派兵は認めず、武力行使の一体化も回避

- ・ 武器弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は禁止
- ・ 武器等防護は事実上の集団的自衛権行使の端緒となるので認められない

### ⑤ 自衛隊の派遣承認手続きを実質化し「シビリアンコントロール」を強化

- ・ 防衛出動の要件を審査する専門委員会を設置し、自衛隊の出動及び派遣後の撤退報告手続きを創設

# 自衛権行使に係る 維新案と政府案の要件の対比

	武力攻撃危機事態	存立危機事態
第一要件	条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、
第二要件	これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態	これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態